

豊臣期海外貿易の一形態

——肥後加藤氏領における関係史料の紹介——

森 山 恒 雄

一、史料紹介

豊臣政権についての最近の研究は、朝尾・山口(啓)・藤木・佐々木・岩沢・三鬼・山口(徹)・脇田氏などの先学諸氏により、鋭角的な分析視界をもって促進されているが、なお問題点も多く残されているようである。その一つに、豊臣政権の政治的機能を支えている大名層の人的関係、即ち豊臣政権の特質とされる、カリスマ的性格についての研究が挙げられる。筆者も諸氏の驥尾にふして、さきの問題点の解明に近づくことを目的に豊臣大名の研究を進めているが、なかでも豊臣大名の典型的タイプといわれている、いわゆる「子飼い大名」加藤清正を取り挙げ、彼に関する史料を蒐集する作業を行ってきた。その折に最近海外貿易に関する史料に接することが出来た。

勿論その史料は、新発見の史料でもないし、現今の刊行史料集にみられるものであるが、色々検討してみると、貿易史研究を進められている岩生成一教授・箭内健次教授を始めとする、先学諸氏の貿易史の研究にまだ紹介されていなかったり、あるいは深く追究されていない点があることが判明した。そこで今後の豊臣期の貿易史論に何らか寄与しようと思ひ、本稿にて関係史料の素材提供・史料紹介を主な目的として取り挙げ、試論を行なうことにした。しかし私自身海外貿易史の研究については全く素人の域を出ない者であるので、大方の誤謬をすと思うが、今後の貿易史研究の促進に些かでもなりうるであろうと思ひ、敢て試論をしたわけである。この点を御諒承の上、以下の叙述について御教示を

お願い致します。

まず煩にわたるが、紹介の中心となる史料について全文を揭示しよう。

〔A〕 尚以羽柴修理折節是に御座候、懇に御礼申候、以上

尊書拜見仕候、如仰、盆中ハ御隙可入と察申候、次呂宋へ御朱印之事、御文體無残所候迎之御事に、御朱印おさせられ候事も、貴殿を相待有之御事候間、明日御城へ御持參候て被懸御目、御朱印おさせられ候て被下候ハ、尚以加藤主計頭満足可被仕候、加主より追而御禮可被仰候、於私大慶不過之候、次に等持院より御帷子ニ被下候、忝存候、御心得候て可被下候、恐惶謹言、

七月十六日

(花押)

(端裏)

兌長老僧

山道阿

右の〔A〕史料は、山城等持院文書で、『大日本史料第十二編之五』、慶長十二年十二月二十八日の箇所(二三二頁)に掲載されているものである。

〔B〕 (端裏ウハ書)

(藏殿カ)

「新美藤」

追而申遣候、ごま納候へとも、最前京へ申遣候、猶以其段可申付

候、おさめ候ごまおそく候ハ、 中へのほすへく候、以上、きと申遣候、上方大地震ゆり候て、伏見之御城中悉ゆりくつし候、乍去 大閣様・御拾様・政所様、いづれも御上之衆無何事候、次われわれ下々迄、無何事候、并京大坂の家も堅固候、伏見ニハいまた造作無之候あひた、当分者先へ仕合候、

- 一、小麦唐船ニ積候ほと候、又原田喜右衛門尉ニかし候ほと候残置、其餘者原田者と令談合、うり可申候、然者左様之物其外夏成之物を以、なんはんふねの鉛かい申候、いつもかいつけたる者を遣候て、かい可申候、其外なんはん船ニてかい可申物註文遣候、
- 一、唐船来春ろそんへ可遣候、然者後藤勘兵へ・町ノ猪右衛門尉可遣候間、其段可申付候、

(以下三条略)

閏七月十五日

清正(花押)

新美藤藏とのへ

右の「B」史料は、熊本市長崎伊太郎氏所藏文書で、『熊本県史料中世篇第三卷』(四十三頁)に掲載されている文書である。(以下「A」「B」の記号を使用する)

二、紹介史料の年代推定

前記二史料は、「A」史料が呂宋への海外渡航朱印状の下付についてであり、「B」史料は小麦の処理と来春呂宋へ派遣する渡航予定者についての史料であるが、いずれも無年号で年代を明確にしていな。そこでまず年代推定をしておく必要がある。

まず年代推定を容易にしうるのは、後者の「B」史料である。史料によると、伏見に大地震があつて伏見城が破壊した記事があり、太閤・お拾・政所の記事がある点より、文禄五年であることが明白である。

この頃の清正の動向は、朝鮮和平交渉に種々干渉し、冊使の日本派遣に干渉を加えたという理由で、小西行长らの文治派からさん訴され、その結果秀吉から帰国命令を受け、文禄五年六月二日に釜山を出帆し、領

国肥後に帰国せず、そのまま伏見に出向いている。従つて「B」史料は、伏見から新美藤藏に宛てたものであると共に、伏見地震が閏七月十三日であるので、その二日後に発給した書状である。俗説によると、この時清正は、いち早く伏見城に駆けつけたので秀吉の怒りがとけ「地震清正」の異名を受けるようになったといわれているが、その真疑の程は別としても、「B」史料によると太閤らの安否を尋ねたことは事実であることが判明する(1)。

次に「A」史料の年代推定である。第一に『大日本史料第十二編之五』が掲載している日付、慶長十二年十二月二十七日は、「A」史料の日付が七月十六日である点から、「A」史料とは全く無関係の日付である。この十二月二十七日は、よく検討してみると、実は豊光寺の僧西笑承兌(兌長老)が入寂した日付である。従つて『大日本史料』も「A」史料の宛先が兌長老で、しかも無年号であるという理由によつて兌長老の入寂日に掲載したと思われる。

そこで改めて年代推定をする必要がある。その手懸りを与える材料は、史料にみえる人物名「羽柴修理」「加藤主計頭」「兌長老」「山道阿」であるので、以下この四人について検討を加えてみよう。

「加藤主計頭」は、本稿の中心人物である加藤清正のことである。清正が「主計頭」を使用した時期は、『戦国人名辞典』及び今日までの研究によると、天正十三年に従五位下主計頭に叙任され、ついで「肥後守」に叙任されたのは慶長八年三月二十五日で、従四位下に叙任されている。この間「主計頭」を使用していたのである。従つてこの事実から、「A」史料は、天正十三年から慶長七年までの史料であることが判明する。

「兌長老」は西笑承兌のことであるが、彼は『戦国人名辞典』によると、天文十八年から慶長十二年十二月二十七日まで在世、京都臨濟宗相国寺の塔頭豊光寺の開基で、秀吉の御伽衆であつたと記している。また桑田忠親氏の研究(2)によると、彼の在世中の活動は、天正十二年相国寺九十二世の住持となり、同十七年帖を賜つて南禅寺にのぼり、次でこの頃から豊臣秀吉に接近し、文禄元年の朝鮮の役には南禅寺の玄圃靈三

らと共に肥前名護屋の本營に赴き、大陸外交に参与し、更に慶長元年に明使が来朝した時には冊封を読んだ人物である。また秀吉の外交文書の染筆者で、現存するものでは、まず天正十九年七月二十日の印地阿昆曾靈宛秀吉書案（富岡文書）を始めとし、天正二十年仲夏朔日秀吉宛小琉球総督返書の翻訳案（富岡文書）、慶長二年八月九日大泥国宛返書（鹿苑日録）などの国書が挙げられると共に、天正二十年六月三日の毛利・小早川氏宛の豊臣秀吉朱印状のように、文章を文圃靈三・惟杏永哲が作り、承兌が清書した朱印状（毛利家文書）が現存するといわれている。このように秀吉の外交顧問兼右筆兼御伽衆として活動したのみならず、家康期にも外交文書及び異国渡海朱印状を染筆したことについては、すでに周知のことである。これらの活動からすると、秀吉の右筆として外交関係の朱印状を染筆し始めた時期は、天正十九年以来、早くとも天正十七年期と見做される。そこで「A」史料にみえる「呂宋への御朱印」を持参し、御目につけて「御朱印を押す」仕事は、天正十七年以降と推定される。（『鹿苑日録』の「日用集」が天正十七年より始ることと関係していると思われる。）

「山道阿」は山岡道阿弥景友のことである。彼は『戦国人名辞典』『寛政重修諸家譜』によると、在世期間は天文十年から慶長八年十二月二十日である。もとは三井寺の僧で暹慶と称したが、還俗して織田信長に属し、天正十一年には秀吉と交戦したが、後に秀吉に仕え道阿弥と改名し、御伽衆となったといわれている。ところで御伽衆になった時期については、現今では全く不明であるが、『甫庵太閤記』の慶長三年秀吉公遺物拝領の折には、さきの西笑承兌と並んで金五枚をうけた御伽衆である。いま彼の全活動について考究しうる時間的余裕を有しないので、管見の範囲の史料で、豊臣期の政治的活動をしりうる史料をもってみると、『駒井日記』の所載期間文禄二年後九月から文禄四年四月までには、彼の名前を見出しえない。また御伽衆の活動を知りうる『鹿苑日録』所収の「日用集」「日次記」「日涉記」「日録」の文禄期の記事には、いずれも名前を見出しえない。これに対し『宗湛日記』には、慶長二年三月二

十三日伏見で、上杉景勝の振舞に神屋宗湛と共に茶会に臨んだ記事がみられると共に、『鹿苑日録』にも慶長四年期になって関係記事が頻出し、相国寺僧有節瑞保や西笑承兌と出入していることが判明する。しかし『駒井日記』が文禄四年四月以降、『鹿苑日録』が文禄四年と同五年二月から七月までの記事を欠如しているので、管見の範囲では政治的活動や御伽衆としての活動は、文禄四年以降とせざるをえない。従って現段階では「山道阿」から「A」史料は、文禄四年以降と推定しておかざるをえない。（この点は後日詳細な検討をする必要があるため、結論づけることに無理があると思っているが。）

つぎに「羽柴修理」であるが、現今では誰であるか明確な答えをえない。しかし現段階で恐らくこの人物であろうと推定している人物は、山岡道阿弥・承兌と同様に、御伽衆であった桑山修理重晴である。その理由の一つは、後掲する（四節参照）『相良家文書』⁽³⁾によるものである。それは文禄五年と推定される八月二十四日に山道阿（山岡道阿弥）から相良殿人々御中に宛てた書状の追而書に「猶々如水（黒田如水）へも御礼可被仰候、唯今桑山修理所ニ居申候、是成とも可有御出候、いそぎ清正との間に立って斡旋解決しているが、その事実は「A」史料にみられる清正と山道阿の関係に一致し、更に山道阿が桑山修理の家に出入している記事は、「A」史料にみえる「羽柴修理」が「山道阿」の家に出入している記事と一致していることから、「羽柴修理」は桑山修理であると推定しても、さして誤りではないと考えられる⁽⁴⁾。

この推定を前提にし、「桑山修理」の人物を『戦国人名辞典』『寛政重修諸家譜』でみると、桑山重晴修理であることが判明する。彼はもともと羽柴秀長の家臣で紀伊和歌山城主であったが、秀長が天正十九年閏正月二十二日に没したのちに秀吉に仕え、そのうち文禄五年五月孫一晴に封を譲って退隠し、和泉谷川一万六千石を与えられ、秀吉の御伽衆をつとめた。いま秀吉に結びついた時期を調べてみると、『駒井日記』⁽⁵⁾の文禄三年四月二十二日に、大和牢人衆が秀吉に召抱えられた記事のな

かに、彼の名前を見出すことが出来る。この点から文禄三年に秀吉に仕え、文禄五年以降に御伽衆として主に活動したと考えられる。御伽衆としての地位も高く、「慶長三年秀吉公遺物拝領者覚」(6)のリストでも、西笑承兌・山道阿の拝領額よりも多く、富田左近将監や有馬中務卿法印らについて金子十五枚を受けているほどである。従って秀吉や閣僚層に近接しうる人物(7)であると共に、山道阿が出入りすることも至極当然な人物であったと思われる。

ところでさきの「慶長三年秀吉公遺物拝領覚」によると、桑山修理は「桑山法印」と記し法印号を使用しているが、これは『鹿苑日録』でもみられる。彼の名前が初めてみられる慶長四年六月二十六日にも「鋤山法印」と記され、以後の記事もいづれも法印号を使用している。この法印号の使用がいつからであるかは不明であるが、現今では慶長三年期を初見としているので、主として使用するようになったのはこの頃からではないかと思う。この事実によると、桑山重晴が「桑山修理」と称し、秀吉の御伽衆として活動した時期は、文禄五年五月以降、早くとも文禄三年四月以降から慶長三年期までではなかったかと思われる。即ち「A」史料にみえる「羽柴修理」は——羽柴姓を受けた時期は不明であるが——桑山重晴で、早くとも文禄三年以降に御伽衆の活動に入り、慶長三年期まで「修理」を使用していた人物であると考えられる。

以上の四人物の活動を検討した結果、「A」史料の年代推定をある程度可能にする。即ち「兌長老」||西笑承兌、「山道阿」||山岡景友道阿弥、「羽柴修理」||桑山重晴の三氏が、京・伏見を拠点にし共に懇意な政治的関係をもって「A」史料に登場する時期は、文禄四年以降ということになる。しかし史料の欠如があるので、その点を加味して考えると、早くとも天正十九年以降か文禄三年以降に限定される。また「A」史料の年代推定の下限も、「主計頭」の使用から慶長七年までとなる。

一方加藤清正の行動は、文禄元年一月より朝鮮の役に出兵し、文禄五年五月帰国命令で在国、慶長二年一月上旬慶長の役に再出兵し、慶長三年十一月二十三日まで在鮮の行動である。この在陣期間中は、後述する

ように兵站の供給、輸送船の増強という臨戦体制下にあつて、むしろそのことに汲々としている状況から考えると、異国渡海の呂宋派船は到底考え難い。また秀吉自身も京と名護屋を往復し、秀吉政権の総力をあげて戦時体制をとっている段階に、主軍勢力の一端を派遣することを許可することは考え難い。従って清正の行動からすると、「A」史料は文禄元年以前か(天正十九年までに限定)、文禄五年六月より慶長二年一月までの半年間か、関ヶ原役以後から慶長七年までと考えざるをえない。

そこでさきの三人の人物論とを併考すると、ますます年代推定を前述のように可能にする。まず天正十九年期であるが、この時期はさきの人物論から相当無理な推定せざるえないし、また清正は朝鮮陣用意の軍役令によって、名護屋本営の普請を行なわねばならなかったことからすると、天正十九年七月と推定するには難があるようである。

またつぎに関ヶ原役後の慶長五・六・七年と、推定することも出来る。その理由は、岩生教授の高説(8)によると、徳川幕府も関ヶ原役直後に海外渡航朱印状を下附した形跡があるといわれているし、また承兌がなお引き継ぎ朱印状の染筆者であった点を、考慮にいれる必要があるからである。そこでさきの四人の人物の行動をみると、「山道阿」は関ヶ原役後は、近江のうちに九千石を与えられ、甲賀組を率いていることからみれば御伽衆というよりも一小領主的立場に変わっている。また『鹿苑日録』でもわずかに三カ所に名前を列するほどに活躍は非常に少なくなっており、関ヶ原役前とは比較にならないようである。つぎの「桑山修理」も「桑山法印」としてわずかに慶長六年九月二十四日に名前を止めるにすぎず、秀吉期における御伽衆としての活動は全く影をひそめている状態である。この様子からすると「山道阿」も「桑山法印」も、徳川期においては御伽衆の地位を追放されたのではないかと考えられる。現在家康期における御伽衆研究が皆無であるので確定的ではないが、「山道阿」「桑山法印」の政治的地位からすると、「A」史料にみられる「朱印を押す」ための推挙者としては、兌長老の政治的地位に比較して、相当劣位にあると思われる。事実徳川期の海外渡航朱印状の下附手続きに

は、岩生教授の研究⁽⁹⁾によると、本多正純や長崎奉行長谷川藤広など、將軍側近の重臣らの紹介斡旋を常に必要としたといわれている点を考慮に入れると、わずか九千石の「山道阿」では、朱印状下附手続に直接介入しうる余地は全くなかったといっても過言ではなからう。また家康期の最古の朱印状は、現段階では慶長七年九月十五日の安南国渡海朱印状一通が現存していることを併考すれば、慶長五・六・七年に朱印状が下附されたともまた推定し難くなる。

これらに対し清正の行動は、慶長四年閏三月三日に石田三成殺害計画のため徳川家康邸にあったが、そののち帰国し、翌五年十一月末日まで九州における関ヶ原戦の中核となって行動しているので、慶長五年に朱印状の下附手続をとったとは考え難い。また仮に朱印状下附手続をしたとしても「A」史料にみえる「御目に懸け、朱印を押す」下附人物は、秀吉死後から関ヶ原役終了までは不在であるので、慶長五年期に下附手続をすることは不可能である。更にさきの「山道阿」の行動から、慶長六・七年期のものとも推定することもまた困難である。

以上のように推定すると、「A」史料を関ヶ原役後のものとするのも非常に困難であるようである。このことは更に、「A」史料によると秀吉の在世期間中の慶長三年期までの史料であることを物語っていることになる。しかも天正十九年期と推定することも困難であった点を併考すれば、文禄五年期と考えざるをえない。この時清正は帰国中であり、そのうえに文禄の役も一時休戦し講和がすすみ、六月二十七日には明使沈惟敬が伏見にはいる状況で、世情の空気は条約締結の雰囲気にある時期であった。この点を併考すると、「A」史料は文禄五年（慶長元年）と推定する方がより妥当であるように思われる。

このように推定すると、貿易史研究者に引用される『異国叢書』⁽¹⁰⁾所収の、慶長元年十月十五日（西暦十二月四日）の「加藤清正よりフィリピン諸島長官に贈りし書翰」が、その裏付けをしてくれることになる。いま全文の揭示はのち（第三節）にすることにし、本節でその史料中の文言をみると「是まで屢々書翰を呈する筈なりしが、高麗の戦争に

参加し、五六ヶ年間領国に在らざりしが故に今に至るまで之をなすこと能はざりき。又去夏高麗より帰りしが事件生じたれば再び彼地に渡るの要あり」といっている。文禄役直前及びその期間中には、呂宋に対して行動をした形跡がみられないし、また去夏（文禄五年六月）帰国して始めてその機会を掴むことが出来たことを如実に物語っておる。この点も併考すれば、「A」史料は文禄五年期のものであると推定しても、さして誤りはないと思う。

以上のように「A」史料の年代推定に非常なスペースをとったが、その結果「A」「B」二史料ともに文禄五年のもので、「B」史料は「A」史料より一ヶ月遅れたものであることが判明した。また更に慶長元年十月十五日の「呂宋長官に贈る書翰」と同時期であること、そして三史料ともにいずれも呂宋渡海に関するものであることが判明し、同じく一連の関係史料であると考えざるをえないであろう。

註

- (1) 「史料総覧巻十三」慶長元年閏七月十三日項
- (2) 桑田忠親氏著「右筆と公文書」〔豊臣秀吉〕所収創元社刊
- (3) 大日本古文書家わけ第五「相良家文書」八六三号文書
- (4) 大日本古文書では「桑山修理」を重晴の孫である「一晴」に註しているが、文書の内容・性格・他の関係史料からすると、文禄五年期と考えられるので、桑山重晴と推定せねばならぬ。
- (5) 「改定史籍集覧第二十五冊」所収
- (6) 「甬庵太閤記下」所収
- (7) 「鹿苑日録」慶長四年六月二十六日には、生駒雅楽・長束正家・山口玄蕃・小出播州と会談している。このように吏僚層と接近しうる人物であったが、ここで注目しておかねばならぬのは、会談の相手がいずれも関ヶ原役のとき西軍石田三成派の諸氏である。桑山法印は西軍派であったのかもしれない。
- (8) 岩生成一氏著「朱印船貿易史の研究」所収第五章「江戸幕府の朱印船制度確立」、第六章「朱印状の下附手続」
- (9) 異国叢書「異国往復書翰集」所収二七、セビーヤ市印度文書館所蔵

三、朱印状の下附問題

豊臣政権による渡海朱印状の下附については、従来岩生成一教授⁽¹⁾・

箭内健次教授⁽²⁾によって言及されてきた。岩生教授は『視聽草』『長崎拾介』をもとにして、文禄初年に商人に対し海外渡航朱印状が交附されたことが判明するが、これらの史料は根本史料ではないので、文禄初年をもって創設の年と推定するにしても、一応その事情を再吟味しなければならぬと指摘され、むしろ外国史料を根幹にして説明されている。また箭内教授は『長崎実録大成』『長崎拾介』や中国福建巡撫の許孚遠が記した『敬和堂集』をもって、文禄二年以後に秀吉が商人に渡海朱印状を交附したのは事実であると説明されている。従って二教授とも文禄初期において商人に対し渡海朱印状が交附されたことをもって、豊臣期の異国渡海朱印状制度の創設と見解づけられている。

しかしこの点をよく考えてみると、非常におかしな点が出てくるようである。というのは両教授とも朱印船制度の創設は、秀吉による貿易独占化を意図して形成された制度であると説明されているが、その制度が商人のみに適用されたとすれば、貿易独占の政策は非常に跛行的な形態であったということになるであろう。特に九州においては、戦国大名衆が貿易をしていた現実⁽³⁾を考慮すると、なおさらその感が深くなり、問題解決に何らかの形で迫る必要があるように思われる。このように問題が未解決のまま論ぜられてきた理由の根本は、史料が現存していないかあったことによるもので、いままで第二次の傍証史料に頼らざるをえなかったことによるものである。このように渡海朱印状制度の創設に大きな問題が残されていたために、朱印状の下附手続などについては、なおさら全く未解決の問題として残されていたのである。

しかしここに文禄五年期の紹介史料二通と、同時期の「呂宋長官宛書翰」一通、計三通を手中にすることが出来た。しかもこれらは単に豊臣期の一大名加藤清正の貿易形態としてのみ処理しえない、豊臣期の対外貿易の様態の一面を物語るような史料であると考えられる。

そこでまず全文の紹介をしていない『異国叢書』所収慶長元年十月十五日(西暦十二月十四日)の「加藤清正よりフィリピン諸島長官に贈りし書翰」⁽⁴⁾(セビージャ市印度文書館所蔵)の紹介からしておこう。(以下

この史料を「C」と記号し使用する)

「C」予は今日に至るまで閣下と通信したることなしと雖も、今我が領民の船其地方に赴かんとするにより、此書翰を認めざるべからずと考へたり。蓋し是まで屢々書翰を呈する筈なりしが、高麗の戦争に参加し、五六年間領国に在らざりしが故に、今に至るまで之をなすこと能はざりき。又夏高麗より帰りしが事件生じたれば、再び彼地に渡る要あり、本十月渡航せんとするを以て今も尚ほ閑を得たるにあらず。然れども此度は彼国の事も落着し、閣下と親しく通信する時を得べきを信ず、予は長崎のバードレを識れりと雖も今までは其教を奉ずるに至らず、又常に之を欲したれども嘗てバードレ等を款待するの機会を得ざりき、今後機会あらば彼等を厚遇せんと欲する意志を実行に表現すべし。

此度其地に行く船に対し閣下諸般の便宜を与へられなば深く之を喜び、且つ恩に感ずべきことは之を言葉に現わすの要なし、予は又親密なる交際の結ばれんことを祈る。当地方のバードレの長の書翰によりて委細を承知せらるべきにより余は之に譲り茲に筆を擱く

十月十五日 ○慶長元年にして千五百九十六年十二月四日

日本に於て

加藤主計頭

ルソン長官宛

Catto Cauzyeno Camy

以上のように揭示した三通の史料は、いずれも呂宋渡海の対外貿易に關する史料であることが明白である。そこでこの三史料によって岩生・箭内教授が問題とされた点を考えてみようと思う。

「A」史料は文禄五年七月十日に加藤清正が山岡道阿弥を経由して——下附手続問題は別として——呂宋行きに渡海朱印状の交付を依頼したものであるが、この史料によって朱印状が下附されたかどうかは不明である。しかしこの点について、一カ月後に発給された「B」史料では「唐船来春ろそんへ可遣」ために二人の人物を予定しているが、このことはその前提に朱印状の下附があつたか、あるいはそれに相当する特許状

か、政治的発言力を有するものかが、その背景に当然あったと見做さざるをえない。この点を更に「C」史料で考えてみよう。

「C」史料の発信日である十月十五日頃の清正の行動は、九月一日に文禄の役の講和が破談し、朝鮮再征準備を命ぜられ帰国の途につき、十月四、五日に限本に帰国しているが、この時清正は「加主殿事、今度被召出、重而朝鮮へ被罷渡事候」⁽⁵⁾と出兵の準備が命令された。従って「C」史料の日付は、帰国直後十日後に肥後隈本から発信したものであり、「C」史料中の「本十月渡航せんとするを以て今も尚ほ閑を得たるにあらず」は、前述の行動を裏付けているものである。そこで清正が帰国後わずかに旬日という慌ただしさなかで、何故急拠呂宋長官宛の書翰を発信しなければならなかったであろうか。しかしこの問題に全面的に答えてくれる史料は管見しえないので断定しえないが、「C」史料中の「去夏高麗より帰りしが事件生じたれば再び彼地に渡るの要あり」という言葉から察すれば、「C」史料は再征命令によって急拠呂宋渡海の前定を変更し、十月十五日に「我が領民の船」と自分の書翰を送ることになった点を物語っている。即ちその前提には自分で呂宋渡海をすること、及びその渡海のために政治的発言力のある物を手中にしていたと思われる。更に「C」史料には「今我が領民の船其地方に赴かんとするにより此書翰を認めざるべからずと考えたり」と記し、後段に「当地方のバードレの長の書翰によりて委細を承知せらるべきにより余は之に譲る」と記しているが、このことは領民の船に急拠変更したために清正の書翰とバードレの書翰の両者を添書にせざるをえなかったことを物語っている。これらから呂宋渡海朱印状を手中にしていたのではないかと考えられる。事実その当時の呂宋の状況は、秀吉の招貢計画以来日本人来航に対して非常に神経質的に警戒心を強くしていた時であった。秀吉から呂宋長官宛に送った慶長二年の書翰⁽⁶⁾にも、

商船の其の地より来るもの、予が印を押しした免許状を持参せば、海に於ても陸に於ても少しも害を加へられることなかるべし

と秀吉自身で、呂宋渡海の安全性を確保してくれるように依頼するほど

であった。

以上の諸点から推考すると「A」「B」「C」の三史料は、秀吉から呂宋渡海朱印状の下附があったことを物語るものであるし、またそれを前提とする一連の関係史料であるといえよう。また「A」史料は、豊臣期文禄年間における大名への渡海朱印状の下附を伝える唯一の現存史料であるとともに、その下附手続の様態を示す唯一の史料で、旧来の学説の穴を埋めうるものである。即ち旧来の学説が商人のみを対象とした跛行的な貿易論であったが、そうではなく大名をも朱印船貿易の対象となっていたことを物語ることになる。このことは豊臣期の朱印船制度も徳川期の朱印船制度と同様であって、その先駆的形態をとっていたことを物語ることにもなるであろう。

註

- (1) 岩生成一氏前掲書「朱印船制度の創設」
- (2) 箭内健次氏「南蛮貿易」(岩波講座近世所収)
なお幸田成友氏は「日欧通交史」で文禄三年大名商人を対象としたと記されているが、その拠は不明である。
- (3) 大友氏、松浦氏を始めとし島津・宗・大村・有馬などその例は多いし、また耶蘇会年報などに記載されている。
- (4) 異国叢書第十一巻所収「異国往復書翰集」
- (5) 「相良家文書」七七四号
- (6) 岩生成一氏前掲書「朱印船制度の創設」

四、朱印状の下附手続とその内容

従来加藤清正の貿易について論ぜられた研究は、岩生教授⁽¹⁾・箭内教授⁽²⁾・中村質氏⁽³⁾の三氏によるものである。岩生教授は、慶長十年代の朱印船貿易について論ぜられているが、前掲三史料については触れられていない。箭内教授は豊臣秀吉をめぐる貿易商人として原田喜右衛門を論ぜられたが、そのなかに「B」史料を利用し清正との関係を概述された。中村質氏も同様に「B」史料をもとに、文禄・慶長の役時における九州の兵站と商品流通論のなかで、清正の軍事力体制と貿易商人原

田喜右衛門の結びつきを概述された。このように三氏とも三史料については徹底的な追究のメスが入れられていないようであるので(4)、本節以下で関係史料を附加して追究しておこうと思う。

〔A〕史料は縷述したように秀吉による異国渡海朱印船の下附手続を物語る史料であるが、まず問題点として解明しておかねばならぬ点は、清正と山道阿の関係である。しかしこの関係の解明にヒントを与える史料は少く、二、三点を数えるにすぎない。そのうちの一つに前節で「羽柴修理」が誰であるかを推定するために使用した史料(5)がある。

猶々如水へも御礼可被仰候、唯今桑山修理所ニ居申候、是成とも可有御出候、いそぎ申候、以上

夜前御尊申出候、如水も其座ニ御座候て御取合共候、定而様子可被仰渡候、貴所御事、山中にて候間、役儀なども可被成御用捨との御事候、又加藤主計御間之事も急度相濟候へとの御事ニ候之条、為御意得申入候、唯今上方へ之通路、日向のことく御通之由ニ候、肥後之様ニ可然との御事候、一段と忝御意共ニ候間、可被成其御意得候、何も懸御目候へて書中にて不得申候、恐惶謹言、

八月廿四日

山道阿(花押)

相良殿

人々御中

右史料は文禄五年と推定されるので、〔A〕史料より一カ月後に出された書状である。史料の内容は、相良氏の公儀役が免除された点と、相良氏が多年懸案としていた、肥後加藤氏領(佐敷)の通行の件が解決したことを伝えるものであるが、それとともにその解決が山道阿・山岡道阿の工作によって、清正を納得させたことを物語っている。また『鹿苑日録』(6)によると慶長五年二月十三日に「会了テ赴干道阿。有内。常心并加藤カズエ兩人有会。数刻相待逢。持参百疋。則取一書。大堀治部殿ニ至。有内相逢道阿一書相達。一件逐一相談。晚来赴平因。道阿書中可相達ト云々。」と、加藤清正と常心・有内が道阿の邸で会合した記事がみられる。有内は有馬則頼、常心は織田常真で、両者共に秀吉の有

力な御伽衆である。清正はこの有力御伽衆と道阿の邸を使って会談しているが、時期からみて関ヶ原役直前の反石田派の行動のためであるようである。これらの点から道阿弥と清正の関係は、相当昵懇な関係にあったのみならず、道阿弥は清正の政治顧問的存在であったと思われる。

そこで以上の道阿弥と清正の関係をもとにし、〔A〕史料にみえる呂宋渡海朱印状の下附様態をみてみよう。それによると兌長老が朱印状案を検査し、その上で秀吉の居城(伏見城カ)に持参し、秀吉に見せて兌長老が朱印を押すシステムであった点は明白である。しかし朱印状の文案作成者、即ち染筆者が誰であったかということは不明である。この点については明確な答えをうる事が出来ないが、〔A〕史料中の文言から推定されるようである。それによると「御文跡無残所候迎之御事に御朱印おさせられ候事も貴殿を相待有之」という言葉から推定すると、染筆者は兌長老ではありえない。「明日御城へ御持参候」の言葉によると、文案は道阿弥が所持していることも明白である。これらの点から山道阿が染筆者となり、文案を作成したのではないかと考えられる。しかし当時山道阿は秀吉の右筆ではないし(7)、また海外関係の文書は承兌の手を経る形になっていた点(8)からすると、山道阿による直筆の文案では朱印状としては不適當であったのである。そこで秀吉のもとへ文案を承兌に持参してもらい、承兌と秀吉の検閲を必要としたと判断される。

ところで右のような形式が、豊臣期の海外朱印状下附手続にあったかどうかを調べてみると、大泥国宛の返書にこの形式をとっているようである。『鹿苑日録』(9)の慶長二年八月九日に「今日大泥国返章清書。午後到殿中備尊覽。於御前押金印」とある点から文案作成者は別人で、承兌はその清書をしたと思われる。また領内の毛利・小早川氏宛の朱印状(10)にもこの形式をとり、直接染筆者は玄圃靈三であった。これらの点をも併考すると、山道阿が文案の直接的な染筆者であったと考えてもさして誤りではなからう。

以上のように考察すると、〔A〕史料にみえる呂宋渡海朱印状の下附ルートは、染筆者山道阿→承兌の持参と検査→秀吉の検閲→承兌

(4) 拙稿「九州近世初期研究についての覚書」(九州史学三三・三四号合併号)

(5) 大日本古文書家わけ「相良家文書」八六三号

(6) 「鹿苑日録」第三卷三〇六頁

(7) 桑田忠親氏「右筆と古文書」(「豊臣秀吉」所収)

(8) 「鹿苑日録」卷二、三六〇頁

(9) 大日本古文書家わけ「小早川家文書」「毛利家文書」

(10) 承兌が政治権力に占める地位及び変遷について追求する必要がある。また承兌が構成する人的結合関係を追求することは豊臣期から徳川期への政權移行の問題、あるいは御伽衆のもつ政治的意義を再評価することになるであろう。

(11) 佐々木潤之介氏「幕藩制の権力構造」

五、海外貿易の人的構成

従来海外貿易を論ずる場合、多くの研究は外的な要素との関係や、堺・博多などの特権商人との結合様態などを中心に、研究を進めてきた。しかしにそれらの研究は、海外貿易を論ずるには申すまでもなく必須不可欠の問題であるがしかし海外貿易を行なうためには、その前後の段階、即ち国内における人的問題、輸出品の問題、資本・市場の問題など多くの問題と関連してくることもまた当然である。特に大名朱印船の場合には、その問題との関連性をぬきにして海外貿易論を論ずることは、片手落ちの研究であるばかりでなく、大名朱印船貿易の実態を跛行的な研究にしてしまうおそれが十二分にある。なにも海外貿易だからといって、国内の全く別の商品流通や市場構造によって支えられていたのではないことを併考すれば、封建的流通機構との連関性のうえで考究さるべきであろう。そこでこのように空白となつてゐる問題点について、紹介史料とその関係史料をもとにして考察してみよう。

雄 恒 山 森
まず「B」史料に登場する人物から、海外貿易の人的構成を考えてみよう。第一に「B」史料の宛先である「新美藤蔵」があげられるが、その考察をするまへに、「B」史料の紹介で省略した部分について文意をみておこう。第三条は文禄五年の検見を去年のように行なうこと、その

ために検見人数書立を近日中に金太夫に持参させること。第四条は蔵入地(川清正の直轄領)の立毛の検見奉行について人数書立を遣すので有様に検見をすること、代官も奉行にあるがままに報告すること、それが不履行のときには成敗する。第五条は種貸米は早米をもって請取り、別の蔵に入れることを記している。この点から「B」史料は、検見及び年貢収取に関する命令をも含んでいることが判明する。

ところで「新美藤蔵」については、管見の範囲では当時の知行高及び役職については不明であつて、それを推定しようものには「於国本扶持方可出人数之事」(1)があるにすぎない。これによると、加藤清兵衛が知行高七千七百石余に対し二百九人の扶持方を出しているが、新美藤蔵はわずかに二十七人であるので、このデータによれば「新美藤蔵」は千石足らずと推定され、重臣層のランクにはなおほど遠い存在の知行高であつたと思われる。しかし政治的地位は、さきの検見関係史料、及びつぎの史料からも判明するように、相当高い重職にあつたようである。この状態をもっとも端的に示すものとして、

法度書之事(2)

一、右馬允・作右衛門尉・清兵衛・与左衛門尉・平左衛門尉・吉左衛門尉・喜左衛門尉、此七人として諸事法度事相ちかひ候へ、可申付候、向後之儀にて候事、

一、五ヶ年間之儀ハ少之儀成共、清正下国無之内者不申付候事、

一、田島当毛之儀、代官共の手前ハ織部・藤蔵などニ申付候、諸給人方之儀、油断無之様ニ七人として可申付事、

右之条々相背候ハぬやうに其沙汰有へき者也、

文禄五年五月十四日

加藤右馬允とのへ(以下六名略)

清正

右史料は、朝鮮の役で帰国命令をうけ、伏見に上京したために留守中の領国支配を家老層に委託した法度書である。第一条にみえる七人は、加藤右馬允・加藤喜左衛門などで、いずれも家老級の重臣たちであつた。また三条にみえる「織部」は大木織部で、上方留守居として京畿で

年貢米の販売や諸御用達に当たっていた人物である。新美藤蔵はこれら重臣たちと肩を並べ、重臣七人が給人方を統轄したに対し、彼は大木織部とともに代官支配地¹¹清正直轄領の統轄に当たった人物である。また慶長の役後の帰国時、慶長三年十一月二十七日の書状¹²によると「尚以法度已下堅可申付事肝要候、我々事すくニ令上洛候間、委儀者下関¹³新美藤蔵相合可差戻候条可得其意候」と清正の全権使者として国元家老下川又左衛門・加藤喜左衛門に伝言している人物である。この点から「新美藤蔵」は家老的地位にあって清正の直轄領を統轄している、いわば清正の直系の人物であることが判明する。従って「B」史料の宛先が新美藤蔵であることは、清正の呂宋貿易及び貿易輸出入品に対する態度が、どのようなものであったかを明白に物語っている。即ち清正の海外貿易の人的構成は家老重臣層を経由しないで、清正——新美藤蔵の直系ラインにて対処しようとしたことを物語っているのであるが、それとともに領主清正が、輸出入の購入・処分の実権を直接に握っていたことが判明する。

つぎの原田喜右衛門については、いまここで述べる必要がないほどに秀吉の貿易商人として有名な人物で、長谷川宗仁とともに列挙される人物である。ごく最近も筋内教授が、秀吉との関係で新史料をもとに所論¹⁴を展開されたほどであるので、本稿で述べたことを避けたい。ただここで指摘したい点は、原田喜右衛門が清正の小麦の処理及び貿易品の購入を行なうて、貿易経営に関与していた点を指摘しておこう。(貿易論については次節で検討する)。

つぎに小麦売上金にて貿易品の購入に当たった人物に「いつも買付けたる者」が登場するが、この人物は現今では誰であるか不明である。しかし文意から判断すると、特定の人物で新美藤蔵の支配下にあって貿易品の購入に当たっていた、肥後の町人であったろうと考えられる。

つぎに「B」史料第二条に登場する呂宋派遣予定の人物、「後藤勘兵衛」と「町ノ猪右衛門」をみてみよう。「町ノ猪右衛門」については、現今関係史料が全くないので不明である。これに対し「後藤勘兵衛」については関係史料を二、三手中にすることが出来る。その一つに文禄四

年と推定される六月朔日の加藤清正から、国元の家老下川・加藤喜左衛門に宛てた書状¹⁵のなかに、「後藤勘兵衛」の名前を見出すことが出来る。揭示すると

一、伊倉之内半分を三左衛門と甚左衛門ニ代官を可申付候、其残後藤勘兵衛ニ可申付候、留守居之者その内を見計、以盛¹⁶へ令内談下代まで所へ相副候もの可在之候事、當年者不混自余所務之儀一大事と存可入精候事、

右史料によると、伊倉の領地半分は代官であることが判明する。また文禄五年と推定される九月九日の史料¹⁷によると、

態申遣候、後藤勘兵衛自是上方へ使ニ可遣と相留候へ共、所務時分之事候間、無其儀先差戻候、

一、留守中之儀勘兵衛口上ニ申付候、普請番等之儀も不可有油断候、いづれも留守居中へ申付聊由断有間敷候事、

と清正の上方や国元の使者として代弁者の役をしているが、所務時分であるので差し戻しをしていることから判断すれば、平常の職務は代官役であったと考えられ、最初の揭示史料と一致することになる。

そこで伊倉の代官という役職が、一体どんな意味をもっていたかを追求しておく必要がある。伊倉は現在熊本県玉名郡玉名市に属しているが、諸伝説¹⁸によると、かつては日宋貿易以来の津港であったと伝えている。清正の時期には、隈本・川尻(現熊本市)高瀬(現玉名市)・隈府(現菊池市)とともに、領内の有数の在町兼津港であった。慶長五年十月二十六日の史料¹⁹にも「道具已下不調所者、河尻・小嶋・高橋・高瀬・伊倉・小代迄之舟付ニ、乱妨ニ取候道具可有之候」とある点からも、有数の津港であったことを物語っている。それとともに現在も「鍛冶屋町」の町名が残っているように、刀鍛冶の職人町であった。清正が朝鮮の役中に出した文禄二年八月八日の史料²⁰によると、

一、伊倉木下同田貫一月ニかたな十腰つうたせ候て、さやハ白さやつの付すに此方へ可越候、もしきれす候へ、代遣候ましく候間入念うち候へく候、出来次第早々此便宜ニ可差越候

と伊倉木下氏に同田貫の刀を一カ月に十腰うたせているが、別史料(10)にも一人宛に三百腰宛作るように命じている。この時の武器生産地は限本と伊倉の二カ所であるので、重要な職人町であったことが判明する。

このような地域であるので、清正が直轄領にしたのは至極当然である。この点から「後藤勘兵衛」が直轄領伊倉の代官であったことは、清正の要望に答える代官中の枢要なる人物であったことを物語っているし、また清正の代弁者の使者となりうる人物であったといえる。

このように考察すると「B」史料中の「来春呂宋」行きを予定した人物「後藤勘兵衛」は、朱印船の客商、あるいはそれに類するものとして予定されていたのではなく、清正の代理人として、しかも勘兵衛の直轄職人町の代官としての才能と地位によって、朱印状の携帯を予定された人物であることが判明した。即ち清正の海外貿易は、「新美藤蔵」と同様に、直轄領代官の派遣という、清正の直系的ラインによって構成されて行われていたといえるであろう。

以上のように考察すると、清正が呂宋貿易を行なうために構成した人の関係は、清正→直轄領統轄者新美藤蔵→直轄領代官後藤勘兵衛・町人猪右衛門という直系ラインであり、清正はそれに基づいて貿易権を直接的に把握していたのである。一方小麦(直轄領を主とするが)の処理と貿易品の購入においても、政商長谷川宗仁につながる原田喜右衛門を貿易経営に関与させて中核にすえ、そのもとに「何時も買付けたる」特定の町人をおくというように、独占的体制をとっていたのである。この二つの形態は、年貢取扱体系が、清正→家老→検見奉行→代官・村役人→百姓という形態をとったに比較して、実に簡明直截的形態をとっていたのである。即ち貿易権の直接的把握を意味していたし、ひいては軍需品市場・貿易品市場の把握にも通ずることであった。

この商品流通と市場の把握問題については本稿では詳論しえないので、基本的原理として一例を挙げておこう。朝鮮の役にそなへて隈本城と城下町を形成したが、その折の天正十九年五月には、細工町を作るた

めに町割を行なったが、職人は「細工町の者ハ次第々々ニ末町を可渡候」(11)と旧町人を強制的に退去させ、「奈良屋」「大坂屋」「堺屋」など上方市場と関係あると思われる商人を入れ、細工職人⇨軍需品供給市場の把握をしていることから、清正の市場把握の一端を汲みとることが出来る。これはさきの貿易市場の直接把握と、有無相通ずる問題であった。

註

- (1) 渡辺翠峰氏所蔵文書(東京大学史料編纂所影写本、以下ことわらないかぎりこれに従っている)
- (2) 吉村文書
- (3) 下川文書
- (4) 箭内健次氏「豊臣秀吉と貿易商人」(「歴史と人物」所収)
- (5) 井上荘輔文書
- (6) 渡辺翠峰氏所蔵文書
- (7) 「肥後国誌」所収伊倉の項。「唐人町」も存在している。
- (8) 中沢広勝氏所蔵文書
- (9) 下川文書
- (10) 芝白金覚林寺文書(「武州文書」第六冊所収)
- (11) 下川文書、この点については拙稿「熊本県史総説篇近世」を参照されたし。

六、貿易輸出入品の問題

紹介史料「B」によると、小麦の処理形態と貿易品の入手方法とが判明する。前者は三形態をとっている。第一は原田喜右衛門に貸付ける方法、第二は原田喜右衛門と相談して直接的に売却し、その代金をもって「いつも買付けたる者」に貿易品を購入させる方法、第三は後述するよう呂宋に直接小麦を貿易品として輸出する方法であった。一方貿易品の購入方法は、史料上では二方法で、一つは小麦の売却金による購入方法、一つは呂宋貿易による輸入品という方法である。いずれにしても両者ともに主軸となっているのは、年貢物の小麦である。このことは貿易と領内の生産体系とが、密接な関係にあって展開されていたことを物語

っている。本節ではこの問題を中心にして関連史料を紹介しておこう。まず小麦が貿易品として取引された場所を、考えておかねばならぬ。「B」史料ではその点を伝えぬが、慶長二年三月二十三日の史料(1)によると、

一、去年長崎にて鉛如申付候かい候哉、其も三分一其方に置候て、三分二此方へ可相越候、

と南蛮船からの鉛の購入は長崎にて行っている、小麦の処理地は長崎と考えてよいであろう。事実現在までみた史料では、平戸・博多で貿易品を購入したことを意味する史料がないので、貿易品の購入は長崎であったと断定してもよいと思っている。

つぎに小麦の輸出問題をみてみよう。小麦の輸出については、岩生・箭内両教授の説明(2)によると、呂宋向け輸出の主要品であったといわれている。筆者が最近目にしたアピラヒロンの『日本王国記』(3)にも原田喜右衛門に同道した呂宋大使が「殿下(秀吉)の臣下が、かの地(呂宋)へ小麦粉やその他の物資をもって参つてよいという許可を与えて頂きたい」と述べたことを記し、呂宋側の高い必要性を伝えている。

このような呂宋側の強い要望に対し、清正はどのように答応していたであろうか、是非共追究すべき問題点である。しかしこの問題に全面的に答えるためには、清正の年貢生産体系全般に触れねばならぬという大問題(別稿予定)になるので、ここでは麦のみの問題に限定して考察をしておこう。

加藤清正の所領高は、天正十六年閏五月の入国時の宛行状(4)によると、総高約十九万五千石である。そのうち与力国衆分に二万石が宛てられた。更に秀吉蔵入分が約三万石(5)あったが別高であるようである。そこで大体所領高は十七万五千石であった。そのうちを更に給人分に約六割程度(6)与えているので、清正蔵入分は六、七万石程度と推定される。そのうえ阿蘇・芦北・山鹿・山本郡と山間の畑作地が多かった。一方農民層の構造は、先学諸氏(7)の大閥検地帳分析によると、「初期本百姓」を中心にまだ小農民が全面的に創出されていない段階で、天正十六、

七年の検地を契機に、次第に小農民が形成創出されつつある段階であると指摘される構造であった。従つて毎年「有毛検見」(8)を行なつて年貢徴収を行なわねばならぬという、不安定な農業経営の段階にあった。

このような年貢生産体制であったために、夏成物や畑雑生産物を貢納することを必然的にした。まず入国早々の天正十六年閏五月六日阿蘇郡小国郷惣庄屋北里三河守宛(9)に

一、國中麦年貢之儀、御検地候上を以、三分二召置、三分一ハ百姓ニ可遣候旨、被仰出候、雖然諸百姓迷惑候躰見及候条在之、其立毛之上三而、百姓堪忍統候様可申付事

(二条略)

一、麦年貢定物成之所、我々直ニ相定、書付を在々肝煎に相渡候外に、少も不可有別儀候、付り、隈本へつめ夫之儀、拾石ニ一人ツ、可出候、若不入候而帰候共、奉行に礼錢少も不可出事

と年貢三分二の定免制——不安定な要素は含んでいるが——をとつて徴収している。これは夏成物の年貢であるが、この免率は阿蘇郡小国郷のみに適用されたものとは到底考えられない。その理由は、別史料(10)によると阿蘇南郷及び小国郷は代官支配地、即ち清正の直轄領であることが判明するので、さきの定物成麦年貢は、領内全蔵入地に適用されたと見做される。

ところで豊臣期において麦年貢率を規定した史料は、秀吉が慶長二年四月二十日に出した法令(11)がある。これによると麦年貢の徴収率は三分一定免制であったが、しかし全国的に採用されずに中止になったものである(12)。この例と比較すれば、清正が全国にさきがけ高免率で徴収したことは、麦年貢(11夏成物)が、いかに財政上重要な位置を占めていたかを物語るものである。またその強固な年貢徴収体系をも知ることが出来る。

しかも麦年貢の徴収は夏成物の徴収のみではなく、米年貢の未進分にも充当されていたのである。文禄三年と推定される三月十二日の史料(13)によると、

一、去年より度々申遣候、未進かたニ小麦を可納候、然者未進かた何ほとニ小麦いかほとあて付候て可納候、もし令難澁候ハ、島をつけたて候て、それに応し可納候、又台所入之内給人ニ遣候所ニも未進於有之者、右之分ニ小麦を可取候、去年申遣候小麦杯の外ニも小麦入候間、其心得候て、折角可取納候、

右史料で判明するように、米年貢の未進分に小麦の割当てを行い、更に納入不可能のときには畠面積に応じて徴収するというように、非常に強い態度で臨んでいる。勿論未進分という問題があったことにもよるが、そのみにて小麦を要求したのではなく、「去年申遣候小麦杯の外ニも小麦入候」と、その需要性によっても要求したのである。

ではその年貢の実際の徴収状況は、どうであったかを考えてみなければならぬが、しかしこれに答える当時の史料は現存していない。ただ慶長十三年の史料⁽¹⁴⁾が残存しているので、これにもとづいて類推すると、上・中・下畠三反五畝十五歩から物成高二石九斗五升を見積り、年貢を一石七斗三升徴収しているので、年貢徴収率は約六割となる。さきの定免制三分二と大差がないので、現実に徴収されていたと考えられる。そしてその徴収には「麦納所之時無油断可申付候、小代官へ下代も無之候所候者、其方家来共に所務等之儀能々可申付候」⁽¹⁵⁾と家老に宛て命令し、家来を徴収役にあて、武力によって徴収しているほどであった。以上のように徴収体系を強固にし、免率も定免の原則通りに武力をもつて強制徴収すれば、その量は我々の想像以上であったと推定される。しかし現今では、その全数量を示す史料が全く残存していないので、説明に適格性を欠くのである。

一方徴集された小麦が、どのように処分されていたかという問題にも、現在では確定的解答をえない。現今ではその処理方法のみが、米・大豆の用途から逆に推定されるにすぎない。

米・大豆の処理については、清正の関係史料中に多く見出すことが出来る。例えば文禄三年卯月二十九日の史料⁽¹⁶⁾には、

一、度々申遣候、大豆・雑穀之儀へことごとく金銀ニ代替可申候、いつ

れも手前ニ可持置者為曲事候(以下略)

また(文禄四年カ)六月朔日の史料⁽¹⁷⁾にも

一、国本山中有候八木大豆之儀、御兵糧ニ相渡、残分悉うり可申候間、無油断可出事肝要候、

と上方市場や領内市場で売却するか、兵糧米に充当されて処理されていた。これに対し小麦の用途・処理について記した史料は、管見の範囲では「B」史料と左記史料のわずかに二点にすぎない。それによると⁽¹⁸⁾、

一、当年之大麦三百石ほと可相越候、種ニ申付様ニ候、(以下略)

一、小麦をも拾石計可相越候、是にも種ニ用候、

といずれも種物に使用している。従って小麦は少量の種物用と、「B」史料にみられる呂宋輸出品¹¹軍需品の購入という二用途であったと思われる。もし小麦が上方市場で売却されていたとすれば、米・大豆のように、売値相場の調査を上方留守居役大木織部⁽¹⁹⁾に、命令するのが当然であったろうが、その点を物語る史料は手中にしえない。この点から小麦は上方・領内市場で売却されたり、兵糧米に充当されたものではなく、僅少の種物を除き、大多数は長崎市場に供給され、軍需品や南蛮品の購入に充当されたと考えられる。

またこの当時上方の商品市場で、大麦・小麦が商品として大量に需給の対象になったかどうかは疑問である。『十五・十七世紀における物価変動』⁽²⁰⁾によると、豊臣期には殆んど売買相場がみられない状況から判断すると、商品取引の対象とはならなかったのではなからうか。

更に当時の相場価格から、上方市場における米と麦の需給性を考えてみようと思うが、比較しうる材料さえも不足である。そこで試みに元和元年を例にとってみると、米の売相場が三月で三十匁三分に対し、大麦は十二匁三分であり、大豆相場は十六匁六分というように、大麦が非常に低廉である。この上方相場に対し長崎相場はどうであったろうか。当時の材料がないので、元和七年の相場を長崎平戸町住人マヌエル・ロチリス(ロドリゲス)の呂宋船積帳⁽²¹⁾によると、麦粉一俵の平均値が十五匁である。この一俵が何斗入俵であるか不明であるので、仮に四斗入俵

として計算すると、石当り銀三十七匁五分となる。この値段は、同期の京都市場における米の売値一石当り三十五匁七分よりも高いし、また大麥の京都相場十二匁三分の約三倍である。これに対し、大豆の長崎相場は一俵七匁六分、石当り十九匁程度で、上方相場の二十二匁より安い。従って小麦相場は長崎市場が圧倒的に高値であり、大豆相場は上方市場が高値であるということになる。このように小麦相場が長崎市場で高値を示したことは、呂宋側の強い需要体制によるものであった。

この市場流通相場を、経済観のつよい清正⁽²²⁾が見逃すことは到底考えられない。特に清正は、肥後入国時から大明征伐の中心軍事力になることを義務付けられている⁽²³⁾。「子飼い大名」であったために、軍事力体制の強化は必須不可欠であった。しかし人的構成は問題ないとしても、軍需品、特に鉛は南蛮品に依存せざるをえなかった。そこで呂宋側の強い需要に応じ、軍事力の暴力的装置によって定免年貢として徴収した小麦を、高相場の長崎市場で売却し、軍需品の鉛を購入するというシステムをとったのである。即ち軍事力体制と領内年貢生産構造は、長崎貿易市場に連繫するという構造体系を形成していたのである。このことは、また前節で指摘した対外貿易及び貿易品購入の人的構成体系が、清正の直系によって構成され、領主権の直接把握によって行なわれていたということと、表裏一体の関係にあったことを物語っている。

しかも朝鮮の役中において、軍需品鉛の需要度が急上昇したことは、論ずるまでもない。文禄三年卯月二十九日の史料⁽²⁴⁾には、

一、玉葉之事無油断可差越候、なまり・ゑんせう先度申遣候こと可調
つゝ可差越候、最前こし候ゆわうあしく候てやくニたゝす候、よ
くく念を入可然ゆわう調可越候、

と塩硝に対し鉛を倍量必要としていた。勿論文禄の役に当って秀吉から七百斤与えられた⁽²⁵⁾が、不足するのは当然であった。別史料⁽²⁶⁾にも硫黄が「放すて候ニも五百斤・千斤ハ一日ニも入鉢ニ候」と訴えているが、この量は相当な誇張としても、鉛の入用が膨大な量に及んだことは

申すまでもない。また完全に供給されなかったことも、多くの史料が物語る点である。右のように鉛の供給に問題があればあるほど、清正は小麦の調達を、更に強化していかねばならなかった。さきの未進問題の折にも掲示したが、(文禄三年カ)三月十二日の史料にも「去年より度々申遣候、未進かたニ小麦を可納候、(中略)去年申遣候小麦杯の外ニも小麦入候間、其心得候て折角可取納候」と割当て以上の小麦を調達する命令を出したが、その背景には前述したような理由があったからである。

しかし文禄の役も終段階になると、運送の問題もあつたであろうが、農民からの暴力的な無制限の年貢徴収は内部矛盾を生じ、生産体系にヒビが入るようになり、小麦の生産能力も弱体化していったようである。このことは結果的には、生産体系と直結化していた軍需品の購入に問題を生じ、はては兵站・戦斗体制にも影響してきたことは、申すまでもない。従って文禄の役が休戦体制にはいると、その消耗の充填を早急にはかる必要があつたし、また表年貢生産体系から小麦の処理を図らねばならなかった。

以上の理由が「B」史料に反映されたのである。即ち一つは呂宋貿易商人原田喜右衛門に貸与し、南蛮品を手中にする政商貸付の形態をとる、第二に確実に小麦を処理し、特定の商人から南蛮品を購入する特定商人委託形態をとり、第三に多量の小麦消化による、多量の軍需品の獲得と、貿易利潤の獲得を目的とした、投機的性格をもつ領主直営の貿易形態という、三形態をとって貿易をしたのである。しかも第三の形態は、文禄五年期に採用された形態であつたが、ついに再征命令に狙はまれ変更することになり、「C」史料になつたのであろう。

ところで前記三形態によって、軍需品・南蛮品を購入したのであるが、結果的には清正の計画通りであつたらうか。いまそれに適格に答える史料がないので不明であるが、残存史料からすると期待に反したと思われる。慶長二年三月二十三日の史料⁽²⁷⁾によると、

一、去年長崎にて鉛如申付候かい候哉、其も三分一其方ニ置候て三分二
此方へ可相越候、

と、鉛の戦陣供給が途絶えたのを契機に、先年「文禄五年長崎市場での鉛の購入量を疑問視しているし、また同年十一月二十一日の史料⁽²⁸⁾」では「なまり一切不相越候、如何之儀にて候哉、不審ニ候」という状況であった。これは運送にも問題があったであろうが、一つには購入量にも問題があったと考えられる。

特に文禄五年九月六日には、スペイン船サン・フェリーペ号事件が起こり、ついで同年十二月に二十六聖人殉教問題があつて、スペイン船の入航はストップし⁽²⁹⁾、貿易品の輸入がなかったのである。更に清正の貿易顧問であつた原田喜右衛門も、このサン・フェリーペ号事件にて「全バードレと彼らをマニラから連れて来たという科によつて、原田喜右衛門さらに彼らの昔の宿主で太閤自ら彼らを預けた法眼殿も、彼らもろとも捕えて殺すように命じた⁽³⁰⁾」という状態で、秀吉から信用をなくし海外貿易さえ危険になつていた。そのためかどうかは不明であるが、一五九七年（慶長二年）六月二十二日（五月七日）に宣教師ペトロ・バプティスタがマニラに送つた報告⁽³¹⁾のなかに「二年間損失を辛抱した後で原田は再び其請願を蒸し返したが、これに対して皇帝は既に資産を悉く費消して彼の望み通りには之を神速に救助することが出来ないであろう。斯くて彼は船をマニラに派遣する特許状と権利とを堺の一商人に売却して且つ之を毎年更新することにした」というように、原田の貿易経営は、政治的信用の失墜とともに不調であつた。

このように原田喜右衛門が、秀吉より逮捕されるような段階にきた状況を、清正は再征命令をうけた直後に眼前にしたのは当然であろう。このことは、彼の呂宋渡海を急拠変更することにも、拍車をかけることになつたと思われる。清正は呂宋側がフェリーペ号事件で硬化しないうちに、多量の小麦の処理を緊急に行ない、文禄の役で底をついている軍需品鉛と南蛮物を、直接的に購入する手段をとつたのであろう。それが「C」史料となつたが、尋常な手段にては直接貿易は不可能であつたので「当地方のバードレの長」の裏書を持参し、逆風シーズン⁽³²⁾の危険をも侵して出発しようとした。しかしいざ出発という段階に到つて再

征準備令のため、乗船させる家臣は勿論のこと、自分の持船も輸送力に使用する必要から渡海を不可能にした。事実（文禄五年カ）九月九日の史料⁽³³⁾によると、

一、唐舟之儀よきぬしも候ハ、うり可申候、下国ニハうり申ましく候間、可得其意候、筈以下念を入被可召置候事、

と唐船の売却を命令し、多量の小型軍船の製造を準備させている状態であつたので、呂宋渡海は「我が領民の船」でなくては、到底不可能であつたのであろう。しかしこの船が果して渡海し、貿易品を輸入してきたかどうかは現今では全く不明である。

註

- (1) 片山文書（「加藤清正伝」所収六二二頁）
- (2) 岩生成一氏著「朱印船貿易史の研究」箭内健次氏著「南蛮貿易」（岩波日本歴史近世1所収）
- (3) 大航海時代叢書XI「日本王国記」
- (4) 加藤清正家蔵書（尊経閣所蔵文書）
- (5) 「日本租税志」は三百石であるが山口啓二氏の指摘（日本経済史大系3近世上所収「豊臣政権の成立と領主経済の構造」）の『日本賦税』は三万石としている。私の検出した史料でも二万石はくだらないと思つていて、いまは三万石の数字に従う。別稿予定。
- (6) 入国時ではなく慶長五年以後のものであるので確定史料ではない。拙稿「加藤清正の国策」（九州史学十号所収）を参照。
- (7) 宮川満氏著「太閤検地論」その他安藤精一氏などを参照。
- (8) 下川文書など多くの史料に散見する。
- (9) 北里文書「熊本県史料中世篇第一卷」所収
- (10) 下川文書
- (11) 中村不能斎採集文書九
- (12) 朝尾直弘氏「豊臣政権の基盤」（歴史学研究二九二号）
- (13) 下川文書
- (14) 抽留木文書「熊本県史料中世篇第三卷」所収
- (15) 大木文書「熊本県史料中世篇第二卷」所収
- (16) 下川文書
- (17) 井上莊輔氏所蔵文書
- (18) 越中虎次郎氏文書
- (19) 下川文書
- (20) 京都大学近世物価史研究会編

- (21) 「通航一覽卷四」五九一頁
 (22) 經濟觀がつよいことは下川文書阿部文書など随所にみられる。また娘婿榊原氏の財政方針をも指示している(継嗣録)ほどである。
 (23) 榊原文書にみえる対馬宗氏宛秀吉朱印状(天正十七年)に明確に示されている。
 (24) (25) (26) 下川文書
 (27) 片山文書(「加藤清正伝」所収)
 (28) 下川文書
 (29) 幸田成友氏著「日欧通交史」
 (30) アピラヒロン「日本王国記」二三九頁(大航海時代叢書XI)
 (31) 岩生成一氏著「朱印船貿易史の研究」四五頁
 (32) 岩生成一氏によると十月渡航は全くみられない。呂宋を六月出て日本に八月入った朱印船は四十三日といわれているので、約倍日数を要している。
 (33) 渡辺翠峰氏文書

七、清正の貿易の意義——結びにかえて——

以上六節にわたって領内の関係史料を補足し、「A」「B」「C」の三史料について貿易関係事項の考察をしたが、その結果——仮説的面が強いが——つぎの点が判明したように思われる。

第二節では「A」「B」「C」の三史料は、文禄五年の史料で、おのこの関連性をもつ海外渡航朱印船に関するもので、小麦処理による軍需品・南蛮物購入に関する史料であることが判明した。第三節では、三史料は豊臣期における渡海朱印状が、大名にも下附されたことを物語る史料で、旧来の学説を是正しうる史料であることが判明するとともに、豊臣期の朱印船制度が、徳川期の制度の先駆的形態をとっていた点を物語っている史料であることが判明した。ついで第四節では、その朱印状の下の付手続が、清正の場合には政治顧問的關係にあった山岡道阿弥を通じ、秀吉の右筆兼御伽衆の承兌によって下附され、文案は簡明で固定的形式(徳川期と近似していたと思われる)と思われ、山道阿によって染筆され、承兌の検査を経て、秀吉が検閲し朱印するシステムをとっていた点、及び朱印状の有効期間が一航海である点が推定された。つぎに第五節では、朱印状をうけた清正が、どのような構造で貿易経営を行なったかと

いう点を人的構成から考えた。その結果「新美藤蔵」「後藤勘兵衛」らが直轄領の家老的地位や、直轄職人町兼津港の代官であった点から、清正の直系的人物を中核に、特定の領内町人「いつも買付けたる者」「町ノ猪右衛門」が貿易品の購入にあたり、呂宋政商原田喜右衛門が顧問的存在として清正の貿易経営に関与する構造、即ち清正の直轄領の支配と同様に、直接的に貿易権を把握して行なわれた点が判明した。ついで第六節では、前節の人的構成に裏付けされた貿易は、長崎市場と呂宋市場であった。そしてその需給の対象は、上方市場で売買の対象にならぬが、長崎市場では呂宋側の需要によって高相場になる小麦であった。この小麦は、領内の自然的、経済的条件によって多量に生産されたため、処理せざるをえない領国経済構造のもとにあった。そこで多量の小麦を処理し、呂宋貿易品である軍需品鉛と南蛮物を購入し、軍事力体制を強化するという構造体系、即ち年貢生産体系→南蛮貿易→軍事力体制を一連化したわけで、前節の結論と併考すれば、領主清正は貿易権の直接的把握によって、大名権力構造を完結させようと図った点が明白になる。従って小麦は、入国期より直轄領に定免制の夏成物として賦課徴収するとともに、米年貢未進にも割当て制をしき、軍事力の暴力装置によって強制的に徴発して貿易市場に送り込み、鉛や南蛮品の購入に当てるシステムであった。朝鮮役中では鉛の需要量の増加に比例し、麦生産体系に矛盾を生起する結果となり、兵站体制に窮迫現象をもたらす結果となった。

一方貿易品購入型態は、「B」史料上は①原田への貸付制によるもの②小麦売却代金による特定商人委託制③直接的貿易形態の三型態をとっているが、③型態は文禄五年期にとられた新形態であった。③の下附は第二節に述べたように、朝鮮の役の休戦に基づき下附を受けたもので、自分の船と直轄領代官・特定商人をもって、慶長二年三月派船する予定であったが、再征命令により変更を余儀なくされた。その変更の理由には、①朱印状の一航海一年間の有効期間が、再征命令のため無効になる可能性が予想されたこと②フェリーペ号事件による原田氏の失脚③この

事件にともなう呂宋側の硬着的態度の予測という理由が推定される。そこで急拠悪条件のなかを派船することになったが、持船が売却されている上に、再征準備令のために「領民の船」を派遣することになったのではないかと推定した。

以上の点が、三史料と関係史料によって考察した点をまとめたものであるが、これらの点は、旧来の豊臣期の貿易論を十二分に補足すると思われる。特に旧来の朱印船貿易の研究が、対外問題及び国内の長崎・堺・京都などの特権商人問題の研究に集中化され、領国の封建権力構造との関係については、全く触れられていなかった現情からすると、大名権力による貿易市場への対応形態を示唆するに充分な結論を導き出しえたことは、旧来の学説の空白を埋めるに足ると思う。

ところで、前述の考察において、最後に未解明のまま残された問題点は、清正が海外渡航朱印状の下附を受けた理由とその意義である。しかしこの問題点に対し全面的に答えうる史料は勿論ない。従って関連史料をもとにし、問題解決に迫らざるをえない。

戦国期より徳川鎖国期に至るまで、西国大名が外国貿易に異常な関心をよせていたことは、すでに説明の必要がないほどである。最近の諸研究(1)によると海外貿易による利潤は、慶長初年マカオ長崎間の半航海で、二〇乃至三〇割の高利潤があったといわれているほどであるので、豊臣期の西国大名が、戦国期の貿易体制を持続しようとしたことは勿論である。清正もその例に洩れなかった。特に財政状態は不健全の要素をもち、領地の大半以上は畑作地を抱え、加うるに金・銀の産出を全くみない所領であったことは、特に貿易利潤の経営に目を向けざるをえなかった。そのうえに大明征伐には、秀吉の軍事力の中枢部を占める義務を有していたために、第六節で指摘したように、軍事力体制の強化、及びそれへの援助のための財政状態の維持が、当然必須不可欠の課題となってきた。ここで軍需品を即急に、かつ多量に集積することと、それらをバックアップしていくための貿易利潤を獲得することが、必然化していた。

しかし清正にとっては、外国貿易は、日蓮宗の熱烈な信者であることが禍いし、隣領小西氏とは全く逆に、宣教師の出入も貿易船の入港も、全く予測されない政治的立場に立っていた。その上に、豊臣の「子飼い大名」として、「畿内同前」(2)の支配体制を形成するための最先端役として入国したからには、秀吉の禁教令・海賊取締令を忠実に履行しなければならぬ立場にあった。天正十九年と推定される史料(3)によると書状令披見候、仍今度ばへんニ参候者分領ニ在之付而相改、一人搦上、其上注文之通念を入申付之由尤候、誠何程法度以下堅申付候とも、徒者不相止と見候間、向後妻子なども不持、ゆくゑ不正者ハ上方之者成共、又ハ何方之者にても能々遂糺明、分領中ニ一切召置間敷候条、得其意弥堅可申付事肝要候、(後略)

と海賊的商人の取締りに、嚴重な態度で臨むほどであった。勿論この史料の背景には、秀吉権力をバックにして領国内の海賊的商人を一掃し、貿易権を独占しようとした動きがあったことは否めない点であろう。

しかし九州における貿易権の中枢は、すでに小西―松浦―博多商人(神屋宗湛・島井宗室ら)のラインに把握され、固定化されている状態であった。特に小西―松浦のラインは強固で、政治的にも松浦氏宛の朱印状(4)にも、委細については小西行長から伝達するという状態であったし、また朝鮮の役にも、松浦軍は小西の第一陣に従属するという形(5)であった。また対外貿易においても、一五八七年(天正十五年)六月二十六日の手紙(6)によると、呂宋に対し「平戸侯及び侯の友人キリスト教大名ドンオーガステイン(小西行長)はスペイン王及びフィリピン大守の欲するところに兵を送ってスペインの為に送ってやるう」というように、共同で呂宋貿易権の獲得を目指している状態であった。そして彼等の背景には、博多・堺の商人団を有し、秀吉に結びついていた(7)。このように九州における対外貿易権が強固なラインを形成していたために、百姓の出身(8)で、商業的基盤をもたない清正にとっては、彼等のラインにつけ入るすきさえも全くないと同然であった。

いまちなみに加藤・小西・松浦と、博多の貿易商人神屋宗湛との関係

を『(神屋)宗湛日記』(9)、『神屋文書』で検出してみると、小西行長は天正十七年九月には、松浦道可・同鎮信と会席しているが、加藤清正は、単独行動で天正十六・七年に相伴しているにすぎない。また清正の貿易に関与した「山道阿」「承兌」の名前は、「山道阿」は伏見で慶長二年三月二十三日上杉景勝と共にみえるが、「承兌」は全くみられないし、「原田喜右衛門」「長谷川宗仁」もまた全く見られない。その後清正は、慶長三年と推定されている十二月二日に、博多の津に行くために訪問したようであるが、その手紙のなかには「何かと打過無音所存之外候、誠久々不申承御床敷存候、被寄思召示預候段令満足候」(10)と記している点から、文禄・慶長期以前においては、神屋宗湛との関係は非常に薄かったと考えられ、朝鮮の役にも軍需品のみならず日常品の購入すら全くみられない。これらの点から、清正は呂宋等の対外貿易を行なうための手掛りを、別のルートに求めざるをえなかった。その手掛りが、秀吉との関係をもとにして、原田喜右衛門に求めたのではなからうか。

また一方秀吉の軍勢力を背景にして、朝鮮領土の獲得をし、宗一博多商人(島井宗室など)の朝鮮貿易ラインに割り込みを企図したと考えられる。例えば、出兵以前に家臣に宛てた史料でも「於大唐九ヶ国令拝領候事」(11)と、さも所領の獲得がすでに決定したかのように記したり、また二王子捕縛のときの所領配分をめぐって、「おらんかいは不必要であるので唐境が欲しい」(12)と希望しているが、この意図の背景には、唐境の平安・黄海道が朝鮮人參の産地(13)であるし、中国商品を手中にするのに近接しているという理由があったと思われる。『征韓偉略』には小西行長と清正の確執は、京城司馬門内の藥鄴路(藥種街)をめぐる問題があったと伝えているが、真疑は別問題として、小西・加藤の朝鮮における行動の背景が、どこにあったかを如実に伝えているようである。

一方、清正の貿易顧問であった原田喜右衛門が、当時伏見代官で、秀吉の呂宋招撫計画の立役者であった長谷川宗仁の配下にあった点は、すでに先学諸氏の説明される通りである。ところで原田・長谷川と堺商人団の関係はどうであったらうか。いま堺商人団の関係をみるに最適と思

われる『宗及茶湯日記』『利久百会記』(14)から、長谷川宗仁関係を検出してみると、前者には天正八年十二月五日に一回だけ名前を見出すが、後者には全くみられないし、また清正の名前も見出しえない。これに対し小西一族は『利久百会記』に二カ所見られるが、そのうちには天正十八年十一月十一日に、小西行長が備前宰相・住吉屋(山岡)宗無と相伴している記事がみられる。住吉屋宗無(宗務)は、秀吉・施薬院・柘植・有馬・富田・前田らとともに、幕閣的御伽衆で宥和派(15)といわれるメンバーであるが、いずれも千利久につながるメンバーで、富田左近・柘植大炊助は、千利久事件に秀吉の使者に立てられるほどの関係であった。即ち以上の史料によると、長谷川宗仁は全く堺商人団との関係がなげかりか、伏見代官になることにて、京・伏見商人団への接近が考えられる。これに対し小西行長は、千利久を頂点とする堺商人団を背景にすると共に、宇喜多秀家・住吉屋宗無などの、宥和派の幕閣的御伽衆層につながっていたようである。従って清正の貿易関係は、原田・長谷川・京・伏見、及び領内商人団というラインによって行動していたと考えられる。千利休を頂点とする堺・博多商人団とは、貿易市場上競合的立場にあったのである(16)。しかし清正は基本的には、前述したように直接の海外貿易を欲求していたのであるが、朝鮮の役中のためその機会をえないので、役中は原田ラインによって小麦の売却と軍需品の購入を行なっていたのであった。しかし休戦状態になり、かねての欲求は呂宋貿易を果そうと計画し、道阿弥・承兌のラインをもとに、朱印状の下附を願望したと考えられる。そしてそれは成功した。しかしフェリーペ号事件で清正・原田・長谷川のラインが崩れた(17)ため、いよいよ自身による呂宋貿易の道を可能にする道を企図したと考えられる。しかしこの点、その後の清正の貿易関係史料が現存しないため、全く推定の域を出ない。

以上、七節にわたり史料紹介を主とし、清正による貿易形態を試論したが、史料不足のため推定に推定を重ねるといふ結果となった。しかし今後史料発見につとめるとともに、領国経済構造などが解明されるにつ

れ、更にさきの推論は次第に明確にしうるであらうと思っている。先学諸氏の御教示をお願い致します。
(文学部史学科講師)

註

- (1) 幸田成友氏・岩生成一氏・中村實氏前掲書
- (2) 大日本古文書家わけ「小早川文書」
- (3) 下川文書
- (4) 平戸松浦家文書
- (5) 大日本古文書家わけ「毛利家文書」その他多数に記されている。
- (6) 奈良静馬氏著「西班牙古文書を通じて見たる日本と比律賓」
- (7) 豊田武氏著「堺」(至文堂)
- (8) 「加藤清正伝」
- (9) 日本茶道古典全集第六卷「宗湛日記」
- (10) 神屋文書
- (11) 渋沢文書
- (12) 大日本古文書家わけ「浅野家文書」
- (13) 朝鮮総督府発行「人蔘史」
- (14) 日本茶道古典全集第八卷「天王寺屋会記」及び第六卷
- (15) 朝尾直弘氏著「豊臣政権」(日本歴史九卷近世I)
- (16) 芳賀幸四郎氏著「千利久」(吉川弘文館刊)
- (17) 政治・軍事的には浅野長政・山中橋内につながっていたようである。この頃長谷川宗仁の行動は「鹿苑日録」によると、慶長二年八月五日大泥国宛返書草案を承兌が書いた一日後の八月七日に「反古張之。料紙一帖之分書之而遣之」とあって、大泥国貿易に関係するため承兌に会ったのではないかとさえ思われる。注目される記事である。また原田喜右衛門も十四日に出入りしていることは注目される。(以上)

附記

本稿作成のための史料調査には、東京大学史料編纂所竹内理三先生瀬野精一郎氏から多大の援助を賜った。厚く感謝をします。また箭内健次先生には長年にわたり御高説を拝聴することが出来た。厚く御礼を申し上げます。なお本稿は文部省科学研究各個研究「豊臣期の西国大名研究」の一部であることを附記しておきます。